

石川県警察術科技能検定実施要領の制定について

平成 6 年 2 月 28 日 教 甲 第 138 号
警察本部長から各部・課・室・隊・校・署長あて

改正 平成 14 年 6 月 4 日 務 甲 達 第 92 号

従来、警察術科検定については、「石川県警察術科技能検定に関する訓令」(昭和 47 年石川県警察本部訓令第 25 号)及び「石川県警察柔道および剣道級位審査に関する訓令」(昭和 47 年石川県警察本部訓令第 27 号)に基づいて実施してきたところであるが、石川県警察術科教養実施要綱の制定に伴い、「石川県警察術科技能検定に関する訓令」及び「石川県警察柔道および剣道級位審査に関する訓令」を一本化して、新たに、「石川県警察術科検定等実施要領」として別添のとおり制定し、平成 6 年 2 月 28 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

記

1 制定の趣旨

従来、警察術科技能検定(警察官の逮捕術、けん銃操法及び救急法)及び審査(柔道・剣道)に関する規定が区々にわたり、相互の関連性に複雑かつ不明確な点があり、整合性に欠けるところが見受けられたことによって、この術科検定規定の一本化を図り、「石川県警察術科検定等実施要領」を制定し、能率的、効果的な審査を実施することとしたものである。

2 要領の要点

(1) 制定の趣旨(第 1 関係)

石川県警察術科教養実施要綱第 14 の規定に基づき、術科検定等の要領について、必要事項を定めたものであることを規定した。

(2) 審査基準(第 2 関係)

けん銃操法、逮捕術及び救急法の検定審査基準は、警察術科技能検定に関する訓令(昭和 29 年警察庁訓令第 10 号。以下「警察庁訓令」という。)第 3 条の合格基準によるものとし、また、柔、剣道の級位合格基準を新たに規定し、術科教養の一元的な推進を図ることとした。

(3) 委員会の設置(第 3 関係)

術科教養推進部会の設置に基づき、警察本部に術科技能検定審査委員会を置き、技能検定及び審査について協議検討することを規定した。

(4) 委員会の任務(第 4 関係)

委員会は、随時技能検定及び審査を行うことを規定した。

(5) 委員会の構成(第 5 関係)

委員会は、委員長及び若干名をもって構成することを規定した。

(6) 受検者の上申(第 6 関係)

受験希望者があった場合の上申要領について規定した。

(7) 合格証書の授与(第 7 関係)

合格証書授与の手続き及び授与されたときの証書の携帯方法等について規定した。

(8) 所属長の措置（第8関係）

合格者に対する記録を明確にしておくため、関係書類にその旨を記録することを規定した。

(9) 他の機関で行った技能検定の効力

警察庁訓令第5条に基づき、他の機関で行った技能検定についても、この訓令により授与したものとみなすこととした。

別添

石川県警察術科技能検定等実施要領

第1 趣旨

この要領は、警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第10号。以下「警察庁訓令」という。）による警察官の逮捕術、けん銃操法及び救急法についての技能検定（以下「技能検定」という。）並びに石川県警察における柔道及び剣道（以下「柔、剣道」という。）の級位審査（以下「審査」という。）に関する必要な事項を定める。

第2 審査基準

- 1 技能検定の審査の基準は、警察庁訓令第3条の合格基準によるものとする。
- 2 この要領による柔道及び剣道の級位は、3級から1級までとし、その合格基準は、別表のとおりとする。

第3 委員会の設置

警察本部に、術科技能検定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4 委員会の任務

- 1 委員会は、随時技能検定及び審査を行うものとする。
- 2 技能検定および審査の期日、場所、種目など実施上必要な事項は、その都度定める。

第5 委員会の構成

委員会は、委員長および委員をもって構成し、それぞれ次に掲げるものをもって充てる。

委員長	警務部長
委員	警務課長
	警察学校長
	警察本部長の任命又は委嘱する者で警察術科について専門的技能を有する者（若干名）

第6 受検者の上申

所属長は、受験希望者があった場合は、技能検定等受検者名簿（別記様式第1号）により上申するものとする。

第7 合格証書の授与

- 1 合格証書（別記様式第2号）の授与は、委員長の上申に基づき本部長が行う。
- 2 前項の合格証書が授与されたときは、これを警察手帳に貼付し、携帯するものとする。

第8 所属長の措置

所属長は、合格者を警察官身上記録表及び教養カード所定欄にその旨を記録しておかなければならない。

第9 他の機関で行った技能検定の効力

警察庁訓令第5号に掲げる他の機関の長が、授与した級位は、この訓令により、授与したものとみなす。

別表（第2 - 2）

柔、剣道級位審査合格基準

級 位	基 準 内 容
3 級	基本動作を一応習得したもの。
2 級	基本動作を習得し、試合において姿勢、態度及び気迫が良好であるもの。
1 級	一応の応用能力を習得し、試合において姿勢、態度、気迫及び成績が優秀であるもの。

別記様式第1号(第6)

年 月 日

石川県警察術科教養推進部会長殿

所属長名

逮捕術
けん銃操法
救急法
柔(剣)道

技能検定等受検者名簿

受検級位	原級位取得年月日	官職	氏名	生年月日	備考

別記様式第2号(第7)

合格証書	
官職	氏名
年 月 日	級に合格したことを証する。
年 月 日	石川県警察本部長 印